

酪農生産基盤強化事業 乳用牛資源緊急確保事業実施要領

一般社団法人 Jミルク
制定 平成29年4月7日
一部改正 平成30年4月26日

一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの酪農生産基盤強化事業の乳用牛資源緊急確保事業（以下、「本事業」という。）に係る助成について、その適正かつ円滑な運営を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（平成29年1月20日制定。以下、「要綱」という。）のほか、この要領に定めるものとする。

第1 事業の内容

Jミルクは、事業実施主体が搾乳用に供するために輸入した乳用雌牛（以下、「輸入牛」という。）を、事業実施主体又はその会員団体もしくはその両方が費用の一部を助成して酪農家に供給する事業を実施する場合、これに要する費用の一部について助成する。

第2 事業実施主体

本事業が助成の対象とする事業実施主体は、次の通りとする。

- 1 全国農業協同組合連合会及び全国酪農業協同組合連合会
- 2 農業協同組合連合会又は農業協同組合等であって、Jミルク会長が特に認めた者

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は平成29年度から平成31年度までの3か年とする。

第4 助成の対象となる費用及びその上限等

1 助成の対象となる費用

本事業の助成対象は、輸入牛を海外から輸入し供給するために要する費用のうち、次の費用の全部または一部。

- (1) 輸入元から国内の供給先までの輸送費用
- (2) 適切な輸入元を確保するための現地調査費用
- (3) 安全で能力の高い輸入牛を確保するための防疫・能力判定等に要する費用
- (4) 本事業実施に係る保険料
- (5) 育成等に要する費用
- (6) その他、本事業の推進に必要な事務費用等

2 助成の上限

本事業の助成は、輸入牛1頭当たり13万9千円（税抜き）を上限とする。

3 助成した費用の取扱い

本事業の助成については、原則として、酪農家への輸入牛の供給価格に全額反映させるものとする。

第5 助成の対象となる事業の要件

事業実施主体が、本事業から助成を受ける事業の要件は、次の通りとする。

1 助成の対象となる輸入牛

本事業の助成の対象となる輸入牛は、輸入及び輸送に当たり防疫上のリスクを排除するための適正な処置が行われた乳用雌牛であって、次の条件を満たすものとする。

- (1) 離乳しまだ初回受胎をしていない健康な育成牛（以下、「育成牛」という。）
- (2) 初回受胎をしまだ出産していない健康な未經産牛（以下、「初妊牛」という。）

2 輸入牛の供給を受ける酪農家

本事業の助成を通して輸入牛の供給を受ける酪農家は、次のことに同意するものとする。

- (1) 供給を受けた年から、原則として、5年以上酪農経営を継続すること。
- (2) 供給を受けた輸入牛について、自ら飼養し3回以上の出産をさせること。
- (3) 自らの経営内における乳用種の出生頭数を、本事業により輸入牛の供給を受けた年度の前年度に比し、輸入牛の供給を受けた年度又は次年度において、輸入牛の頭数分以上増加させること。
- (4) 上記(1)から(3)の同意内容が履行されたことについて確認するため、輸入牛の供給を受けた酪農家の牛個体識別全国データベースのデータを事業実施主体が利用すること。
- (5) 上記(1)から(3)について、やむを得ない理由により遵守することが出来ない場合は、その理由書と証憑を提出することとし、その可否についてはJミルクで審査の上決定する。
- (6) その他、事業の適正な推進を踏まえ、事業実施主体が別に定める要件。

3 輸入牛の供給頭数の制限

本事業の助成を受けて供給する輸入牛の酪農家ごとの頭数の制限は、1酪農経営当たり年間、初妊牛については15頭以内、育成牛については30頭以内とする。なお、初妊牛及び育成牛の両方の供給を受ける酪農家の場合は、初妊牛を1頭、育成牛を0.5頭と換算し、合計して15頭換算以内とする。

4 緊急的措置

Jミルクは、事業実施主体が事業の実施に当たり防疫上の課題が発生した際のリスク管理等の緊急的な対応が必要と判断した場合、当該事業実施主体に対して供給頭数の制限を緩和するなどの必要な措置を取ることができるものとする。

第6 事業実施の手順と手続き

1 事業実施計画及び助成申請書の提出と承認

- (1) 事業実施主体は、本事業からの助成を受けようとする場合、Jミルクが別に定める期日までに、別紙様式第1号の事業実施計画及び助成申請書をJミルクに提出するものとする。
- (2) Jミルクは、事業実施主体から提出された事業実施計画及び助成申請書を審査し、事業予算等を勘案して必要な調整を行い、承認するものとする。

2 事業実施計画及び助成申請書の変更

事業実施主体は、助成が承認された後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、別紙様式第2号の事業実施計画及び助成変更承認申請書をJミルクに提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の3割を超える増減
- (3) 助成の増加を伴う事業費の増

3 助成金の概算払い

- (1) Jミルクは、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、原則として、助成承認額の8割を限度として、助成金の概算払いをすることができる。
- (2) 事業実施主体は、助成金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の概算払請求書をJミルクに提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、助成承認通知のあった年度の翌年度の4月20日までに、別紙様式第4号の事業実績報告書をJミルクに提出するものとし、Jミルクはこれを審査の上、助成金を支払うものとする。

5 助成金の返還

- (1) 事業実施主体は、助成金の支払後に、事業の実施要件等に適合しない事実が確認された場合には、当該助成金の全部又は一部について速やかに返還するものとする。
- (2) 事業が終了した場合であっても、実施要件等に適合しない事実が確認された場合は、事業実施主体の責任において、当該助成金の全部又は一部を速やかに返還するものとする。

6 事業実施細則の提出

本事業の実施に当たっては、事業実施主体が自らの事業実施の手順等を定める細則等を作成した場合は、Jミルクに提出するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

事業実施主体は、Jミルクに対して助成承認申請書を提出するに当たり、当該助成金の仕入れに

係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額）を区分して申請すること。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

- (1) 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し保管するものとする。
- (2) ただし、その保存期間は、この事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

Jミルクは、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ事業実施主体に対し調査又は報告を求めることができるものとする。

第9 その他

- 1 事業実施主体は、事業の円滑な推進を図るため、この事業の関係者に対し、他の事業との連携に配慮しつつ事業の周知徹底に努めることとする。
- 2 Jミルク会長は、事業の実施状況等を踏まえ、この要領について必要な見直しを行うことができるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、事業実施主体と協議の上、Jミルクが別に定めることができるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の一部改正は、平成30年4月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別紙様式第1号（事業実施主体⇒Jミルク）

平成 年度 酪農生産基盤強化事業
乳用牛資源緊急確保事業 事業実施計画及び助成申請書

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年度乳用牛資源緊急確保事業を下記のとおり実施したいので、酪農生産基盤強化事業乳用牛資源緊急確保事業実施要領第6の1の規定に基づき、助成金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

別紙様式第1号の別紙「乳用牛資源緊急確保事業実施計画」のとおり

2 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

事業費	事業費 (税抜き)	負担区分 (税抜き)			備考
		助成金	事業実施主体 等の助成	その他	

3 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

4 添付書類

(1) 酪農生産基盤強化事業 乳用牛資源緊急確保事業実施計画 (別紙様式第1号 別紙)

酪農生産基盤強化事業 乳用牛資源緊急確保事業実施計画

1 輸入牛の輸入予定時期及び予定時期ごとの供給スケジュール

	募集期間	着地	輸入年月日	解放年月日	酪農家への 供給予定年月日	備考
第1期	平成 年 月 日～ 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 月 日	
第2期	平成 年 月 日～ 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 月 日	

2-1 輸入時期ごとの予定供給先別の輸入牛の予定供給頭数・予定供給価格

	予定供給先	頭数	輸入牛 の種類	供給予定価格 (税抜き)	備考
第1期					
第2期					
合計					

2-2 予定供給価格の内訳

(単位：円、頭)

	第1期	第2期	合計	合計 (税抜き)
頭数 A				
素牛費用 B				
①輸送費用				
②現地調査費用				
③防疫・能力判定等費用				
④保険料				
⑤育成等費用				
⑥その他 ()				
費用合計 C (①～⑥)				
輸入牛1頭 当たり費用 D = C / A				
事業に申請する助成金の額 ※D (合計欄) の輸入牛1頭当たり費用が税抜きで139,000円を上回る場合は当該金額、下回る場合は合計欄 (税抜き) の額とする。				

(注) 輸入時期ごとに費用を算出し記載するとともに、その証憑 (見積書等) の写しを可能な限り添付すること。

3 事業実施主体又はその会員団体もしくはその両方が費用の一部を助成する方法・助成予定額 (単位：円)

時期	事業実施主体		会員団体等		合計助成予定額①+② (税抜き)	備考
	助成の方法	助成予定額① (税抜き)	助成の方法	助成予定額② (税抜き)		
第1期						
第2期						

(注) 助成の実施を組織決定したことが確認出来る書類を添付すること。

4 輸入牛を供給する方法・手順

(注) 関係する書類を添付のこと。

5 酪農家へ供給するまでの防疫上の措置

(注) 関係する書類を添付のこと。

別紙様式第2号（事業実施主体⇒Jミルク）

平成 年度 酪農生産基盤強化事業
乳用牛資源緊急確保事業 事業実施計画及び助成変更承認申請書

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった乳用牛資源緊急確保事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、酪農生産基盤強化事業乳用牛資源緊急確保事業実施要領第6の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 酪農生産基盤強化事業 乳用牛資源緊急確保事業実施変更計画

(注)：別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前の内容を（ ）書きで上段に記載すること。

平成 年度 酪農生産基盤強化事業
乳用牛資源緊急確保事業 概算払請求書

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった乳用牛資源緊急確保事業の実施について、下記のとおり金 円を概算払いによって交付されたく、酪農生産基盤強化事業乳用牛資源緊急確保事業実施要領第6の3の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

（単位：円、税抜き）

交付決定		事業費遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ⑤	今回概算 払請求額 ⑥	平成 年 月 日迄 予定出来 高 (⑤+ ⑥) / ②	残額 ②-⑤- ⑥
事業費 ①	助成金 ②	事業費 ③	助成金 ④	事業費出 来高 ③ / ① = ④				

（注）請求時点での事業実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

平成 年度 酪農生産基盤強化事業
乳用牛資源緊急確保事業 事業実績報告書

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人 J ミルク
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった乳用牛資源緊急確保事業について、下記のとおり実施したので、酪農生産基盤強化事業乳用牛資源緊急確保事業実施要領第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の内容

別紙様式第4号の別紙「乳用牛資源緊急確保事業実績報告」のとおり

2 事業に要した経費及び負担区分

(単位：円)

事業費	事業費 (税抜き)	負担区分(税抜き)			備考
		助成金①	事業実施主体 等の助成②	その他③	

3 事業に係る精算額

(単位：円)

助成決定額①	実績確定額②	概算払受領額③	精算払請求額 ④ = (①or②) - ③

(注) 精算払請求額は、①又は②の何れが低い金額より③を差し引いた金額

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
(2) 事業完了年月日 平成 年 月 日

5 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

6 添付書類

(1) 酪農生産基盤強化事業 乳用牛資源緊急確保事業実績報告 (別紙様式第4号 別紙)

(2) その他実績報告に当たり必要な書類等

酪農生産基盤強化事業 乳用牛資源緊急確保事業実績報告

1 輸入牛の輸入時期及び時期ごとの供給実績

時期	募集期間	着地 (動物検疫所)	輸入年月日	解放年月日	酪農家への供給年月日	備考
第1期	平成 年 月 日～ 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 月 日	
第2期	平成 年 月 日～ 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 月 日	

2 輸入時期ごとの供給先別の輸入牛の供給頭数・供給価格

時期	供給先	供給頭数		輸入牛の種類	供給価格 (税抜き)	輸入牛の 個体識別番号	備考
		頭数 (初妊牛 換算頭 数)	初妊牛 換算頭数				
第1期	記入例 ○○牧場 (○○県○○市○-○)	3頭 (2.5)	0.5	育成牛			
			1	初妊牛			
			1	初妊牛			
	記入例 ■■牧場 (■■県■■村■-■)	4頭 (3.0)	0.5	育成牛			
			0.5	育成牛			
			1	初妊牛			
			1	初妊牛			
記入例 △△牧場 (△△県△△町大字△△)	1頭 (1.0)	1	初妊牛				
第1期小計							
第2期							
第2期小計							
合計							

3 供給価格の内訳

(単位：円、頭)

	第1期	第2期	合計	合計(税抜き)
頭数 A				
素牛費用 B				
①輸送費用				
②現地調査費用				
③防疫・能力判定等費用				
④保険料				
⑤育成等費用				
⑥その他 ()				
費用合計 C (①～⑥)				
輸入牛1頭 当たり費用 $D = C / A$				
事業に申請する助成金の額 ※D(合計欄)の輸入牛1頭当たり費用が税抜きで139,000円を上回る場合は当該金額、下回る場合は合計欄(税抜き)の額とする。				

(注) 時期ごとに費用を算出し記載するとともに、各費用の根拠となる証憑の写し等を添付すること。

4 輸入牛の供給を受けた酪農家の同意書の写し

(注) 乳用牛資源緊急確保事業実施要領第5の2の規定に係る同意書の写しを添付すること。

5 第5の2の規定に係る要件の確認

(注) ①経営継続(年度末時点の繋留牛の有無、など)

②継続飼養(年度末時点の供給した輸入牛の繋留の有無、など)

③乳用種出生頭数増加(対象期間及び比較期間の産子のデータ、など)
についてそれぞれ確認結果を添付。